

事務連絡  
平成 27 年 5 月 22 日

高等部を置く在外教育施設設置者の長 殿

文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室

## 平成 27 年度高等学校等修学支援事業補助金（在外教育施設高等部の生徒への支援）受給資格認定等について

標記のことについて、「高等学校等修学支援事業費補助金（在外教育施設高等部の生徒への支援）交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日文部科学大臣決定）（以下、「交付要綱」という。）」及び「高等学校等修学支援事業費補助金（在外教育施設高等部の生徒への支援）の国庫補助基準及び事務処理等について（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 文科初第 1455 号文部科学省初等中等教育局長通知）（以下、「通知」という。）」の定めに基づき本事業を実施します。

については、支給対象となる生徒に御周知いただき、下記の提出書類について作成及び取りまとめの上、所定の期日までに御提出いただきますよう、御協力の程よろしくお願いします。

### 記

#### 1. 提出書類について

##### 【生徒が提出する書類】

- ① 受給資格認定申請書  
※新規で申請する場合（平成 26 年 4 月以降の入学者対象）
- ② 収入状況届出書  
※平成 26 年度に本補助金の支給を受け、平成 27 年度も継続する場合
- ③ 市町村民税所得割額が確認できる書類（課税証明書等）  
※①を提出の場合、（別紙 1）2. (1), (2) を参照のこと。  
※②を提出の場合、（別紙 2）2. (1), (2) を参照のこと。
- ④ 日本国旅券（ハ・スボート）又は戸籍謄本等の写し

##### 【施設が提出する書類】

- ① 受給資格認定申請者一覧
- ② 収入状況届出者一覧

## 2. 提出方法等について

### 【提出期限】

- ① 電子データ：平成27年5月29日（金）必着
- ② 紙 媒 体：別途指示

※電子データによる審査後に認定結果を送ります。その際に、紙媒体（原本）の提出を依頼します。

※対象者がいない場合も、その旨メールにて御一報ください。

- ③ メール送信時の件名

### 受給資格申請書

「在外教育施設高等部支援補助金 受給資格申請 ○○○（○に施設名を記載）」

### 収入状況届出書

「在外教育施設高等部支援補助金 収入状況届出 ○○○（○に施設名を記載）」

担当：文部科学省初等中等教育局財務課  
高校教育改革 PT 高校修学支援室  
高校修学第一係 藤田・高橋

T E L : 03-5253-4111 (内線 3577)

F A X : 03-6734-3177

E-mail : shuugaku@mext.go.jp